

令和7年度鳥取県立倉吉養護学校通学バス運行業務委託仕様書（琴浦コース）

- 1 業務の内容 県立倉吉養護学校の児童・生徒・付添者の輸送
- 2 運行経路等 琴浦町役場本庁舎～J A鳥取中央北条支所
～福守町（福守南バス停の南側）～生田車庫～学校
登校時 午前8時55分までに学校到着
下校時 午後3時15分学校出発
ただし、学校行事で変更になる場合がある。
- 3 輸送の対象 児童・生徒及び付添者
- 4 通学バスの型式及び必要条件
 - (1) 型式 定員28人乗り以上（運転手を除く）
 - (2) 必要条件
 - ア 車両は受託者が保有するものとする。
 - イ 運転手は大型二種自動車免許を有するもの。
 - ウ 乗客席にはシートベルトを設置すること。
 - エ 必要に応じてジュニアシートを設置すること。
 - オ 任意保険として対人（搭乗者含む）1億円以上に加入し、令和7年度運行初日までに使用する車両に係る保険証の写しを提出すること。また、車両変更等保険内容に変更がある場合も同様に提出すること。
 - カ 専用携帯電話を備え付けること。
 - キ 児童生徒の介助に1名を乗車させ、学校職員と協力し児童生徒の介助に当たること。
 - ク 車両は空調等整備したものを使用し、児童生徒が快適に使用できること。
- 5 委託期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
- 6 運行予定日数
 - (1) 1日2便 年約200日
 - (2) 1日1便 年約 1日ただし、原則として、土曜日、日曜日、祝祭日及び夏季・冬季休業日等は除く。
また、学校行事等で運休又は1日2便が1便になる場合がある。
- 7 委託業務の完了報告及び委託料の支払
委託業務の完了報告（月報及び介助日誌の提出）及び委託料の支払は月ごとに行うものとする。
- 8 その他
 - (1) バスの運行にあたっては別添「通学バスに関する取扱要綱」によること。
 - (2) 参考：実車距離 27.1km程度（1便）

- (3) 通学バスの運行に係る時間以外は、校地内の駐車は不可とする。
- (4) 単価契約のため「年間を通じて貸切バスを発注者の専属車両として運送する契約形態」には該当しない。
- (5) 別紙1「鳥取県立倉吉養護学校通学バス運行に関する事項」を承知すること。
- (6) 学校所有の「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置」を設置すること。設置及び撤去の費用については、学校負担とする。

品名 (株) レゾナントシステム KMK-900SET-A100 かくにん君